

名古屋地裁訴訟（岡田彰氏案件）の件（ご報告及び追認願ひ）

1. 第一審判決言渡し内容

標記訴訟について、2025 年 4 月 24 日に、名古屋地裁において判決が言い渡されました。判決内容の概要は以下のとおりです。

(1) R5/2/25「戒告」処分の無効確認請求 → 「却下」

理由： 戒告処分はその後引きずるようなものがなく、効力発生と同時に完結する過去の事実行為ないし事実関係に過ぎず、「原告の権利又は法律関係に生じている現実的な不利益又は危険を除去するために有効かつ適切な手段であるとはいえないから、確認の利益が」ない。

(2) JSAF の不法行為に基づく損害賠償（200 万円）の支払い請求 → 「30 万円プラス遅延損害金を支払え」

理由① R4/9/3「活動停止」処分が懲戒規程に反する違法なものであった（その他には違法と評価される行為はなかった）： 理事会出席理事が自分の体験や記憶に基づいて行った発言で紹介された事実（懲戒委員会による事実調査を経ていない）が処分対象に含まれ、また処分通知書も具体性に欠ける部分があるなど原告による反論・反証が難しいものであった。

理由② 損害の程度は 200 万円ほどは重くなく、30 万円が相当： 活動停止処分は原告の不服申立てにより処分通知から 5 ヶ月後には取り消されているほか、事後の有効な調査により「戒告」処分が認められていることから「活動停止」処分が完全な事実誤認や根拠を欠くものとはいえない。

(3) **補足的認定①：** 活動停止処分に関する情報伝播について JSAF の不法行為責任はない。また、活動停止処分の取消について JSAF がさらに周知などする義務も認められない。

補足的認定②： 戒告処分は適法・有効。（∵手続きがきちんと履践されているし、証拠関係から相当の事実関係が伺われる）

2. 対応方針・事実経過と追認願ひ

「活動停止」処分に懲戒規程違反があったとの指摘の理由には合理性があって JSAF として反省すべき点があり（※）、認定された損害額 30 万円も他の一般的な事例と照らして不服申立てすべき水準とは考えられないため、紛争関係の早期結着のため、相手方が控訴しないのであれば判決どおりに支払うとの方針を常任委員会においてメールベースで決議した。

これを受けて、望月常務理事が相手方弁護士と交渉し、双方控訴せずに 1 審判決を確定させるとい

うことで合意。

この合意にしたがって双方が控訴しなかったため、本年5月12日に本判決が確定。

本年5月15日の臨時常任委員会において、上記方針に従って30万円プラス遅延損害金を早々に支払うことを決議。これにもとづき、本年5月19日に334,356円を相手方へ送金実施済み。

以上のとおり、ことの性質上早期の支払いがJSAFのためになると考えられたため常任委員会決議のみで予算外の約33万円の支払いを実施済みですので、理事会において追認決議を願うものです。

なお、この損害賠償金については、上記懲戒規程違反の決議が、現行の制度運用上やむを得ないといえる時間や資料、専門的知見などが乏しい状況の中で（※）理事会全体としてなされたものであることから、JSAFとしてこれを支払い、その負担を2022年9月の理事会決議に関与（賛成）した理事個人などに求めることはしないことといたしたいと存じます。

（※） R4/9/3の理事会では、時間の制約等から懲戒委員会の報告書が配布されず、理事らは報告書の全文を読まないままに理事会で議論がなされ、その議論の審議経過の相当性や、結論の妥当性について専門家のレビューなどを受ける間もなく決議がなされていました。

3. 今後の対応等

（1）**再発防止策：** 当連盟としては、2022年9月の理事会で「3年間の活動停止」処分を決議したことが連盟懲戒規程に反する違法なものであったとの判決を受けたことを重く受けとめ、本件について本日の理事会において報告し今後の反省材料とするとともに、類似の状況が今後発生することをできるかぎり防止するため、懲戒処分の要否・内容を理事会での議論によって決することとしている現行の懲戒規程について、可及的速やかに然るべき修正を行ってまいりたいと存じます。

具体的には、他のNFの事例等を参考にしつつ、コンプライアンス委員会にて原案を作成し、9月・11月の理事会審議等を経て年内の施行を目指したいと考えます。

（2）**関連弁護士費用：** 本件訴訟に伴う弁護士費用については、望月常務理事のご厚意により、望月常務理事の法律事務所にて無償で対応いただいておりますことを申し添えます。

以上